

つちはし事務所通信

10
September
2023



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2023年10月1日

助成金拡充

賃上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する「業務改善助成金」を拡充

地域別最低賃金が大幅に引き上げられる模様ですが、このような流れのなかで、政府の支援策にも強化の動きがあり、「業務改善助成金」が8月31日から拡充されることになりました。

※「業務改善助成金」は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

.....「業務改善助成金」 令和5年8月31日からの拡充のポイント（厚労省の資料より）.....

① 対象事業場の拡大

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
30円以内の事業場

例：地域別最低賃金が920円の
地域において

事業場内最低賃金が
955円（差額35円）
の工場

対象外

拡充後

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
50円以内の事業場

（先ほどの例）
事業場内最低賃金が
955円の工場

対象に！

差額が50円以内に拡大され
たので、助成金が受けられる
ようになりました

② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：
事前に以下2つの計画を提出
・ **賃金引き上げ計画**
・ **事業実施計画（設備投資
等の計画）**

事業実
施計画

賃上げ
計画

を提出し、計画の
審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）
・ 計画に基づく賃上げの実施
・ 計画に基づく設備投資等の実施

拡充後



<対象>
事業場規模50人未満のみ

**2023年4月1日から12月31日
までに賃金引き上げを実施して
いれば、賃金引き上げ計画の提出
は不要となりました**

以下の書類の提出は必要です

・ **賃金引き上げ結果**
・ **事業実施計画（設備投資等の
計画）**

事業実
施計画

賃上げ
結果

③ 助成率区分の見直し

| 事業場内 最低賃金額 | 助成率 |
|------------------|---------------|
| 870円未満 | 9/10 |
| 870円以上 920円未満 | 4/5 (9/10) |
| 920円以上 | 3/4 (4/5) |

() 内は生産性要件を満たした事業
場の場合

拡充後

| | |
|----------------------------------|----------------------|
| 900円 未満 | 9/10 |
| 900円 以上 950円 未満 | 4/5 (9/10) |
| 950円 以上 | 3/4 (4/5) |

() 内は生産性要件を満たした事業
場の場合

賃金引き上げに当たっての注意点

・ 地域別最低賃金の発効に対応して
事業場内最低賃金を引き上げる場
合、**発効日の前日**までに引き上げ
ていただく必要があります。

（例）10月1日に新しい地域別最低賃金（900円→950円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）まで
に事業場内最低賃金の引き上げ
（905円→950円）を完了

対象！

発効日の当日（10月1日）に
事業場内最低賃金の引き上げ
（905円→950円）を実施

対象外



★地域別最低賃金の発効日の前日（徳島県の場合は9月30日）までに事業場内最低賃金の引き上げを完了していることが要件になります。詳細につきましては、気軽にお尋ねください。

精神障害の労災認定基準を改正

「心理的負荷による精神障害の認定基準」について、近年の社会情勢の変化等や最新の医学的知見を踏まえ、改正することが検討されていましたが、その改正が、正式に決定されました。令和5年9月1日付けで改正、同日から適用となっていますので、そのポイントを確認しておきましょう。

「心理的負荷による精神障害の認定基準」の改正のポイント（令和5年9月1日～）

□ 業務による心理的負荷（ストレス）評価表が見直されました

- ・ 具体的出来事として、「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」（いわゆるカスタマー・ハラスメント）を追加
- ・ 具体的出来事として、「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」を追加
- ・ 心理的負荷の強度が、「強」、「中」、「弱」となる具体例を拡充

（パワー・ハラスメントの6類型すべての具体例の明記など）



□ 精神障害の悪化の業務起因性が認められる範囲が見直されました

- ・ 悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したときには、悪化した部分について業務起因性を認める

□ 速やかに労災決定ができるよう必要な医学意見の収集方法が見直されました

- ・ 専門医3名の合議により決定していた事案について、特に困難なものを除き1名の意見で決定できるよう変更

★ 厚生労働省では、業務により精神障害を発病された方に対して、改正後の基準に基づき、一層迅速・適正な労災補償を行っていくこととしています。

ハラスメントへの対応が強化されていますので、その防止がより重要になってくるといえます。ハラスメント防止対策についても、気軽にご相談ください。

あとがき◆つちはし事務所より

★10月27日（金）13：30～16：00、社労士会セミナーがホテルサンシャイン徳島で開催されます。

テーマは「働き方改革から働きがい改革へ」。

第1部は「シンプル人事評価制度で働きがいアップ」セミナー、第2部は「働き方改革で採用力アップ」セミナーです。参加は無料ですが、徳島県社会保険労務士会のHPからお申込みが必要です。

<https://sr-tokushima.or.jp/pg5072534.html> ※Zoom 配信もあります

若い世代の働きがい向上と、時代に沿った働き方改革で働く人を選んでもらえる会社づくりのヒントが見つかるセミナーです。

ぜひご参加ください。

★今月から引き上げとなる地域別最低賃金は、ここ数年継続的に大幅に改定されています。賃金引き上げによる働き手の確保や所得向上を目的とする賃金引き上げですが、社会保険加入を回避して配偶者等の被扶養者のまま働けるよう、働き方を調整する労働者も存在します。いわゆる「年収の壁」問題です。

岸田総理が10月末を目途に取りまとめようとしている総合経済対策5つの柱の一つに、この「年収の壁」を乗り越えるための支援策の策定が含まれています。1人50万円を上限とする助成金や、社会保険加入対象となっても2年間は被扶養者のまま社会保険料を負担しなくてもよい支援策が発表されています。

今月号トップ記事「業務改善助成金の拡充」も8月末日から制度改正がなされています。

企業にとっても労働者にとっても負担感がある賃上げですが、このような助成金をうまく活用し持続的な賃上げへの対応力をつけていきましょう。

社労士は「人を大切に」働き方改革の専門家です

社労士制度創設
65
周年記念
社労士会
セミナー

働き方改革から 働きがい改革へ

令和5年
10月27日（金）
13:30～16:00（両日連続開催）
ホテルサンシャイン徳島
（徳島県徳島市本町2-9-19 TEL 088-422-3333）
一般事業所の事業主及び人事ご担当者
定員 100名 参加無料 Zoom 配信あり

1 「シンプル人事評価制度で働きがいアップ」セミナー
人事評価をして一人の働きを促している会社は少ない。人事評価のあり方、評価の仕方、評価の活用方法などについて、働きがい向上を実現するためのヒントをお伝えします。
講師 徳島県社会保険労務士会 徳島支部 徳島市社会保険労務士会 徳島支部 徳島市社会保険労務士会 徳島支部 徳島市社会保険労務士会 徳島支部

2 「働き方改革で採用力アップ」セミナー
働き方改革の推進により、働き手不足が深刻化しています。働き手不足を解消するためには、働き手を引きつける働き方改革が必要です。働き方改革の推進と採用力アップの両方を実現するためのヒントをお伝えします。
講師 徳島県社会保険労務士会 徳島支部 徳島市社会保険労務士会 徳島支部 徳島市社会保険労務士会 徳島支部

同日開催 徳島働き方改革推進支援センター 個別相談会 定員 5名

申込締切：令和5年10月20日（金）
申込：徳島県社会保険労務士会 徳島支部 TEL 088-422-3333
申込先：徳島県社会保険労務士会 徳島支部 TEL 088-454-7777 FAX 088-454-7780
主催：徳島県社会保険労務士会 徳島支部 徳島市社会保険労務士会 徳島支部 徳島市社会保険労務士会 徳島支部 徳島市社会保険労務士会 徳島支部 徳島市社会保険労務士会 徳島支部

